

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

新潟県介護保険主管部（局）
富山県介護保険主管部（局）
石川県介護保険主管部（局）
福井県介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 6 年能登半島地震で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて（その 2）

令和 6 年能登半島地震による災害発生に関し、「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 2）」（令和 6 年 1 月 12 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができるとすること。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 2）

令和 6 年能登半島地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和 6 年 1 月 11 日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項

及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 6 年 1 月 12 日 18 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和 6 年 4 月末までの介護サービス分

（取扱いの期間については、今後の状況によって延長する可能性がある。）

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、別途連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村 (令和6年1月12日時点)

1	富山県	富山市
2		高岡市
3		氷見市
4		滑川市
5		黒部市 (新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合)
6		砺波市 (砺波地方介護保険組合)
7		小矢部市 (砺波地方介護保険組合)
8		南砺市 (砺波地方介護保険組合)
9		射水市
10		舟橋村 (中新川広域行政事務組合)
11		上市町 (中新川広域行政事務組合)
12		立山町 (中新川広域行政事務組合)
13		朝日町 (新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合)
14	石川県	金沢市
15		七尾市
16		小松市
17		輪島市
18		珠洲市
19		加賀市
20		羽咋市
21		かほく市
22		白山市
23		能美市

24		津幡町
25		内灘町
26		志賀町
27		宝達志水町
28		中能登町
29		穴水町
30		能登町
31	福井県	<u>福井市</u>
32		あわら市
33		坂井市
34	新潟県	新潟市
35		<u>三条市</u>
36		柏崎市
37		<u>加茂市</u>
38		<u>見附市</u>
39		<u>燕市</u>
40		<u>上越市</u>
41		<u>佐渡市</u>
42		南魚沼市